3　農業法人投資育成事業の実施体制

（1）投資事業
（2）経営又は技術の指導を行う事業

（備考）投資決定プロセス（投資委員会の議決方法等）、無限責任組合員の業務執行の監督体制（諮問委員会等）、投資回収プロセス、農業法人投資育成事業を営むに当たっての知識及び経験を有する者の確保の状況並びに組織体制について具体的に記載すること。

4　持分又は株式の取得の対象とする農業法人の選定の基準

（1）持分又は株式の取得の対象とする農業法人の財務内容及び経営（事業）計画等について記載すること。
（2）農業法人の選定基準において、次のいずれかに掲げる農業法人以外の農業法人を選定することを定めることを記載すること。
　イ　暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあっては、その社員になろうとする者をいう。）にいるもの
　ロ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

5　持分又は株式の取得及び処分の際の評価の基準

持分又は株式の取得価額及び処分価額の評価方法などを記載すること。

6　持分又は株式の取得の限度

農業法人の種類ごとに持分又は株式の取得の限度（その持分又は株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

7　持分又は株式の保有期間

持分又は株式を保有する基準期間を記載すること。

8　持分又は株式の処分の方法

持分又は株式の処分価額の評価方法、処分の手段、処分の基準及び処分に当たって農業法人の取締役会の了承を経ることなど処分に当たっての手続を記載すること。

9　新株予約権の取得の対象とする農業法人の選定の基準

（1）新株予約権の取得の対象とする農業法人の財務内容及び経営（事業）計画等について記載すること。
（2）農業法人の選定基準において、次のいずれかに掲げる農業法人以外の農業法人を選定することを定めることを記載すること。
　イ　暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあっては、その社員になろうとする者をいう。）にいるもの
　ロ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

10　新株予約権の内容に関する基準

新株予約権の行使により取得される株式の発行価額の評価方法及び新株予約権の行使により取得される農業法人の株式の種類等を記載すること。

11　新株予約権の取得の限度

農業法人の種類ごとに新株予約権を全て行使することにより取得される株式に係る議決権の限度（その株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

12　新株予約権の行使の時期

新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

13　新株予約権付社債等の取得の対象とする農業法人の選定の基準

（1）新株予約権付社債等の取得の対象とする農業法人の財務内容及び経営（事業）計画等について記載すること。
（2）農業法人の選定基準において、次のいずれかに掲げる農業法人以外の農業法人を選定することを定めることを記載すること。
　イ　暴力団員等が役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあっては、その社員になろうとする者をいう。）にいるもの
　ロ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

14　新株予約権付社債等の取得の限度

農業法人の種類ごとに社債に付された新株予約権を全て行使して株式を取得する場合における当該株式に係る議決権の限度（その株式に係る議決権の取得の限度を含む。）を記載すること。

15　新株予約権付社債等の償還期限に関する基準

新株予約権付社債等の償還期限の基準期間を記載すること。

16　新株予約権付社債に付された新株予約権の内容に関する基準

新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により株式を取得するための払込額（新株の発行価額）の評価方法及び新株予約権の行使により取得する農業法人の株式の種類等を記載すること。

17　新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の時期

新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する時期及びその行使に当たっての考え方を記載すること。

18　投資先の農業法人の配当の基準

投資先の農業法人に対して配当を要求する際の基準について、例えば、配当の支払金額及び支払時期について投資先の内部留保の状況に十分配慮し、農業法人の自己資本の充実を図る観点から具体的に記載すること。

19　経営又は技術の指導を行う事業の手数料

持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有する農業法人に対して経営又は技術の指導を行う事業に要する経費を当該農業法人から徴収する場合における手数料の額について記載すること。

20　農業法人投資育成事業以外の業務

農業法人投資育成事業以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が農業法人投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するため講ずる措置について記載すること。

21　その他参考となるべき事項

（1）農業法人投資育成事業を営む上で法令等による登録等が必要な場合における当該登録等の状況（例えば金融商品取引法第29条の金融商品取引業の登録、金融商品取引法第63条第２項の適格機関投資家等特例業務の届出）、当該登録等の内容及び当該登録等を行った者等を記載すること。
（2）その他農業法人投資育成事業を営む上で参考となる事項を記載すること。